

集団的自衛権、武器輸出、ODA ――米軍との一体化への3本柱―― 川崎哲*

■集団的自衛権と安保法案

現在日本の国会では、集団的自衛権の行使を認める安全保障関連法案が審議されている。過去40年以上にわたり日本政府は、戦争放棄と軍隊の不保持を定めた憲法9条の解釈として、国の個別的自衛権は認めても集団的自衛権の行使は認められないという解釈をとってきた。しかし2014年7月、安倍政権はこの憲法解釈を閣議において変更し、一定の条件下で集団的自衛権の行使が可能とした。安保関連法案はこれを実行に移すためのものである。

これは戦後日本の安全保障政策を根本的に転換するものであり、「戦後レジームからの脱却」を掲げる安倍首相にとっての今年の最重要目標である。安倍首相は今年4月に訪米し連邦議会で演説した際、法案を「夏までに」成立させると公約した。日本での国会審議が始まるよりも前に、日本国民よりも先に米議会に約束したのである。

平和憲法を骨抜きにするこの法案は、野党そして国民各層から「戦争法案」として批判されている。6月4日の衆議院憲法審査会に参考人として出席した3人の憲法学者は、与党自民党から推薦された学者も含めて、全員がこの法案を「憲法違反」だと述べた¹。このことを受けて国会では野党が政府・与党を厳しく追及する展開となっている。与党は、6月下旬までであった今国会の会期を、9月下旬までの3カ月間という過去最大の幅で延長し、なんと今国会中に成立させようとしている。だが国民の反対や懸念は強く、世論調査では約6割が「今国会中の成立に反対」、約8割が「説明不足」とみている²。

■米軍支援の恒久化

これに対して推進派は、他のどの国にも認められている集団的自衛権をなぜ日本だけが認められないのかという反論を展開している。たしかに日本の憲法9条は国際的に例をみない規定であることから、自衛権をめぐる日本の法解釈の議論は他国よりも複雑である。しかし重要なことは、一連の法案が、いかなる武力行使が認められるかという法解釈の問題をこえて、日本の自衛隊による米軍への支援体制を恒久化しようとするものであることだ。

日米防衛協力のガイドラインがこの4月に改定され、日米同盟の「グローバルな性格」が明確に規定された³。日本の自衛隊は、これまでアフガニスタンやイラクについてはその都度の時限的な立法を行って米軍を支援してきたが、今後は恒久法によって後方支援が可能となる。日本が米軍を支援する「周辺事態」は、今後は地理的制約のない「重要影響事態」へと定義し直される。PKO協力は、国連によるものでない多国籍軍型のものへの参加も可能となり、現場での武器使用基準は緩和される。武力行使の発動要件の問題は、こうした大きな米軍支援体制のなかの一要素に過ぎない。

* かわさき・あきら。ピースボート共同代表。集団的自衛権問題研究会(www.sjmk.org)代表。グローバル9条キャンペーンのウェブサイト(<http://www.article-9.org/>)も参照のこと
kawasaki@peaceboat.gr.jp

1 Tetsuya Watanabe, "Triple shot: Scholars say security legislation 'unconstitutional'," *The Asahi Shimbun*, June 5, 2015 http://ajw.asahi.com/article/behind_news/politics/AJ201506050040

2 2015年6月28日、日本経済新聞

3 http://www.mofa.go.jp/mofaj/na/st/page4_001144.html
http://www.mofa.go.jp/na/st/page4e_000239.html

■武器輸出の解禁

日本政府はこの集団的自衛権の解禁と並んで、武器輸出の解禁とODA（政府開発援助）大綱の見直しを、安倍政権の掲げるところの「積極的平和主義」の「3本の矢」（3本柱）と位置づけている。

2013年12月に政府が発表した国家安全保障戦略は、日本が今後「防衛装備品等の共同開発・生産等に参画する」ことをうたい、ODA事業を「戦略的に活用」していくとしている⁴。

日本は1967年に武器輸出三原則を確立し、その後政府見解において「国際紛争等を助長することを回避するため」に武器輸出を「慎む」という方針をとってきた⁵。しかし、1980年代から対米技術供与が認められるようになり、2000年代に入ると米国とのミサイル防衛協力が例外化されるなど、原則は段階的に緩和されてきた。軍事技術を米国と共に開発するためには、技術や部品の移転が不可欠であるからだ。2011年には民主党政権の下で、武器の国際的な共同開発を認める大幅な緩和が決定されている。

そして安倍政権下の2014年3月、武器輸出三原則はついに撤廃され、新たな防衛移転装備三原則によって置き換えられた⁶。これまでは「武器を輸出しないことが原則」であったが今後は「輸出できるのが原則」となり、その上で「適正管理」などが定められた。紛争当事国への移転はしないと定めたものの、「国際紛争を助長しない」という当初理念は消えてなくなった。

なお、ミサイル防衛に関しては、米国に向けて発射されたミサイルを日本が迎撃することは集団的自衛権の行使にあたるから、武器輸出解禁と並んで集団的自衛権の解禁がこの観点からも進められてきたのである。

武器輸出解禁を強く求めてきたのは、経済界である。日本経済団体連合会（経団連）は、欧米では防衛産業の再編が進んでいるのに対し、日本の防衛産業は市場が国内に限定されたままでは立ちゆかない、武器の国際共同開発と生産に乗り遅れてはいけないと主張してきた⁷。今年5月には横浜で国内初の大規模な武器の展示・商談会が開催され、「商戦」は熱を帯び始めている。

■「戦略的」ODAによる他国軍支援

安倍政権は、2015年2月にこれまでのODA大綱に置き換わる新たな開発協力大綱を閣議決定した⁸。これまでは禁じられてきた他国軍への支援について、災害救助などの「非軍事的な目的」に限っては援助ができるようになった。これまで日本のODAは「軍事的用途および国際紛争助長への使用を回避する」という観点から、非軍事分野であったとしても他国軍には使わないことを原則としてきた。それが転換され、他国軍への支援が可能となったことで想定されるのは、具体的にはどのようなことだろうか。

4 <http://www.cas.go.jp/jp/siryou/131217anzenhoshou/nss-e.pdf>

5 <http://www.mofa.go.jp/policy/un/disarmament/policy/>
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/arms/mine/sanngen.html>

6 http://www.mod.go.jp/e/pressrele/2014/140401_02.pdf
<http://www.mod.go.jp/j/press/news/2014/04/01a.html>

7 2013年5月14日、日本経済団体連合会「防衛計画の大綱に向けた提言」
<http://www.keidanren.or.jp/en/policy/2013/047.html>
<http://www.keidanren.or.jp/policy/2013/047.html>

8 Atsushi Hiroshima, “Cabinet OKs charter permitting noncombat assistance to foreign militaries,” *The Asahi Shimbun*, February 10, 2015
http://ajw.asahi.com/article/behind_news/politics/AJ201502100047
<http://digital.asahi.com/articles/DA3S11595277.html>

たとえば巡視船艇は「武器」の定義に含まれる。かつて2006年に日本政府がインドネシア政府にODAの一環として巡視艇3隻をテロや海賊対策の目的で供与することを決めたときには、武器輸出三原則の「例外」とするという政府談話をわざわざ発表している。しかし今後は武器輸出が原則として可能となり、ODAで他国軍を支援することも可能となったわけだから、このような装備面での協力への障壁がなくなる。日本はすでにフィリピンに対してODAによる巡視船10隻の供与を決めており、ベトナムに対しても同様の動きを見せている。両国とも、南シナ海で中国と領有権問題を抱え対峙する国々だ。中国を牽制する「戦略的」活用であることは明らかである。

■相互運用を強める日米

これらの動きは単に「日本の国益」という意味での戦略性をもっているのではない。米国のリチャード・アーミテージやジョセフ・ナイら「ジャパン・ハンドラー」による日米同盟強化のための報告書（2012年8月）はすでに、「同盟国間の相互運用」の重要性を説いていた⁹。同報告書は、日米が防衛協力強化に向けて行うべきこととしてペルシャ湾岸での掃海活動と南シナ海での合同監視活動の二つを挙げている。これらは、まさにいま日本の国会で議論されている安全保障関連法案の中心的な想定事例にほかならない。

報告書は、米日ともに防衛費が限られているからこそ「相互運用性」を高める必要があるとして、一方では共同演習の強化を、もう一方では武器の共同研究・開発を進めることを提言している。日米防衛協力のガイドラインが今年4月に改定された際、日米の外務・防衛両相による共同発表において、米国は、歓迎すべき日本の「最近の重要な成果」として、集団的自衛権の行使を認めた閣議決定、国家安全保障会議の設置、防衛装備移転三原則、特定秘密保護法、サイバーセキュリティ基本法、新・宇宙基本計画および開発協力大綱を挙げている¹⁰。これらがセットとなり、日本の部隊、武器と技術が、米軍の大きな戦略の中に組み込まれ統合的に運用されていこうとしている。

国家主義者として知られる安倍首相の政策はえてして「日本の右傾化」という文脈で語られることが多い。しかし、その安保政策の基軸にあるのは、このような米軍との一体化路線なのである。

(2015. 6. 29執筆)

⁹ http://csis.org/files/publication/120810_Armitage_USJapanAlliance_Web.pdf

¹⁰ <http://www.mofa.go.jp/files/000078186.pdf>